



目議第1790号  
令和8年2月3日

様

目黒区議会議長

鈴木まさし

### 質問通告について

令和8年2月17日開会の第1回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

### 記

#### 代表質問

質問者氏名 西村ちほ

目安時間 60分

- 1 令和8年度予算編成と持続可能な行財政運営について  
年々増え続け過去最大規模となった令和8年度当初予算案について、良好な歳入環境を前提とした編成となっていないか、将来的な歳入の頭打ちや減少局面を見据えた備えが十分であるのか、検証が必要である。過去最大の予算規模と将来の行財政運営について、見解を伺う。
- 2 子ども施策の推進と教育環境の整備について
  - (1) 「目黒区の実情に即した児童相談体制」とは何か。また、具体的にどのような連携体制を構築し、区の現場対応力を引き上げるのか伺う。
  - (2) 学校施設更新における建設費高騰や入札不調への対応を含め、安定した学習環境を確保するための方策を伺う。

- 3 安全・安心なまちづくりと都市基盤の強靱化について  
被害を防止・軽減させるための防災施策を加速化すべきではないか。  
「防災」という幅広いテーマに取り組む中で、区民の生命と財産を守るため、その重点やスケジュールについて伺う。
- 4 DXによる業務改革について  
抜本的な見直しを段階的に進めるとされる業務DX推進については、「抜本的」と「段階的」が一見矛盾するように聞こえる。その段階設定の考え方と、どの時点で抜本的に見直されるのか伺う。
- 5 公共施設マネジメントと将来負担への対応について  
区有施設更新における数千億円規模の財源不足見通しを踏まえ、区民にとって身近な施設の統廃合や縮小といった、痛みを伴う議論は避けられない。公共施設マネジメントと資産活用戦略について伺う。
- 6 事務処理ミス防止と組織の信頼回復について  
昨年11月19日の議会からの「多発する事務処理ミスに対する徹底した未然防止の申し入れ」を受けて、区長は具体的にどう動いたのか、今後どう取り組んでいくのか、伺う。
- 7 区長の「ラストイヤー」の区政運営について  
これまでの区政運営で積み残された課題を、次の代に先送りせず、この一年でどう整理・決着を図るのか伺う。

質問者氏名 吉野正人  
目安時間 60分

- 1 区政運営の基本姿勢を踏まえた重要課題について
  - (1) あらゆる場面で子どもの権利を尊重し、安心して子どもを産み育てられる地域づくりの取組の「第一」について、具体的にどのように考えているのか伺います。
  - (2) 誰一人取り残されることなく、全ての区民が住み慣れた地域で、生涯を通じて自分らしく健康に生き生きと暮らし続けられる環境を整える取組について、具体的にどのように考えているのか伺います。
  - (3) 「快適で暮らしやすい持続可能なまちづくり」と「安全で安心して暮らせるまちづくり」の取組について、具体的にどのように考えているのか

か伺います。

(4) 区有施設の計画的な更新を進めるとともに、デジタル化をはじめとする業務改善と区民生活の質の向上とを両立して実現する取組について、具体的にどのように考えているのか伺います。

(5) あらゆる場面で子どもの権利を尊重し、安心して子どもを産み育てられる地域づくりの取組の「第二」について、具体的にどのように考えているのか伺います。

## 2 区立中学校について

(1) 在籍率低下についての見解を伺います。

(2) 今後の区立中学校に必要な施策をどのように考えているのか伺います。

質問者氏名 佐藤 ゆたか

目安時間 60分

## 1 令和8年度区政運営について

(1) 令和8年度における目玉施策は何か伺う。

(2) 区有施設更新には財源不足が想定され、ニーズの変化や、イニシャル・ランニングコストを区民に都度見せながら設計根拠を示し、丁寧に合意形成する必要があると考えるが、所見を伺う。

(3) 公務員の志望者減、技術職の採用困難が続く中、大切な財産である「人財」が輝く必要があると述べている。いかに「人財」を輝かせるか。普通退職者をどの様に減少させていくのか、所見を伺う。

(4) 2026年度東京都予算案に、私立小・中学校に通う児童・生徒の保護者に給食費相当額を助成する区市町村に対し、都が1/2補助する財政支援が盛り込まれた。私立学校に通う生徒でも公平に扱うべきで、都の補助制度活用を検討すべきと考えるが、所見を伺う。

## 2 災害について

(1) 災害ボランティアについて

ア 昨年2度にわたる豪雨災害で、災害ボランティアの派遣が行われなかった理由について伺う。

イ 昨年の豪雨災害について、被災者の声を反映した検証を行い、公表とともに、今後の災害対策に生かす考えがあるか、所見を伺う。

## (2) 地域避難所の整備

災害発生に備え、地域避難所への蓄電設備を検討すべきである。電気が通わないと健康被害が想定され、必要不可欠なインフラ整備と考える。

また、新設校では、蓄電設備の他、太陽光発電パネルの校舎屋上への設置など、日常利用も兼ねた災害時の備えとして整備すべきと考えるが、所見を伺う。

## 3 平和について

所信表明に、「平和と人権・多様性の尊重」について記述されている。平和教育は、めぐろ学校教育プランで、平和に関する項目を検討すると、昨年的一般質問で教育長より答弁があったが、世界では紛争が絶え間なく続いており、日本は唯一の被爆国として平和の礎をつくる事が使命だと考えている。そうした人材を、平和への思いが風化しかけている中、目黒区の中で醸成する事が大切と考えるが、具体的な行動について、区長の所見を伺う。

## 4 独居高齢者・オーナー支援について

独居高齢者が借りやすく、また大家さんが安心して貸せるよう、家賃保証会社を利用する時、「遺品整理費用」や「原状回復費用」の特約分を区が補助するなどできないか伺う。

質問者氏名 金 井 ひろし

目安時間 60分

## 1 本当に輝く人財について

(1) 区長の所信表明のなかで「人財」が輝く必要があり、令和4年3月に策定した人材育成方針も5年目を迎えます。効果・検証がどのように進んでいるのか伺います。

(2) この「人財」を活かすために伺いたいのは、この間マイナンバーカードの取得、更新もあり、常に窓口で大勢の区民が待ち続けております。この待つ時間は等しく区民の時間を奪っていることとなります。「書かない・待たない・行かない・回らない窓口」へ向けて、ぜひとも若手職員のアイディアを活かし解決へと結びつけたいと思い、区の認識と見解を伺います。

(3) 職員一人一人が持つ「名刺」について、区の名刺は自己負担で、それぞれが作成していると聞き及んでいますが、一般的な会社であれば会社負担です。こうした負担を解消することで少しでも働きやすい環境を整えることも重要だと考えますが、区の見解を伺います。

2 「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」に向けた新たな取り組みについて

区政運営に当たり、基本構想に掲げたまちの将来像「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を受け、3つの区政運営方針があり、5つの基本目標を掲げております。この基本目標から、クロスする形で質問いたしますが、「学び合い成長し合えるまち」「人が集い活力あふれるまち」から、提案という形で質問させていただきます。学び合い、人が集い活力あふれる目黒に向けて、「めぐるわくわく屋台村」というのを提案させていただきます。

これは、商店街の活性化もひとつの目的とし、呑川の緑道を使って桜のシーズンに開催してはいかがが、というものです。出店するメリットは飲食店のみなさんは感じています。また、子どもたちに関して言えば、私は「自由が丘子ども会」を主宰しております。その活動の一つに、自由が丘女神まつりで毎年出店しておりますが、キッズニアで体験するよりも、わたがしや玉こんにゃくを売ったりするほうが商売の勉強になることは活動を通じてよくわかりました。

また、障害者支援の一環として、就労継続B型の利用者さんの工賃アップへ向けた取り組みとし、パン・お菓子・手作り品で出店してもらうことや、重要課題の2点目にもありますが、社会から孤立させない交流機会の創出の視点から、高齢者向けにデイサービスがあります。その作業で製作された、手芸・クラフト・雑貨等の物品販売であるとか、近隣住民の方々に呼びかけ、フリーマーケットを開催するなど、他にもいろいろとアイデアが出てくると思いますが、このように商店街の活性化、教育、障害者支援、高齢者支援、まちの活性化等、いろいろな側面があると思います。

このように「学び合い、人が集い活力あふれるまち」になっていくのではないかと思います。区の見解を伺います。

3 子どもたちの学びと成長へ向けた取り組みについて

重要課題の1点目と位置付けている、「子ども」に関して質問させてい

いただきます。子どもたちの学びと成長は所信表明にある通りと考えます。未来への架け橋ということもおっしゃっております。多様な学びと成長は一朝一夕にできることではありませんし、すぐに結果が出るものでもありません。区政運営方針の中に多様性の尊重があります。多様性を認め合う原点は、インクルーシブ教育にあると考えています。

私は「誰もが」共に学び、育ち、共に生きるということを原点に様々な活動をしてきました。社会に出ればいろんな人がいます、その社会の縮図といわれる学校で、「特別支援」という名のもとに分けられてしまうことに疑問をもっています。教育という枠組みでとらえるのか、人権としてとらえるのか、私は後者であります。

- (1) 教育長は「第1次目黒区特別支援教育推進計画」や「目黒区子ども条例」の策定から関わってきたことを受けて質問ですが、本区のインクルーシブ教育について、現時点でどのようなお考えか伺います。
- (2) 多様な学びの一つとして、体験学習について取り上げます。昨今、流行りの体験学習について、うどん・ピザ・スイーツ作りといった食育の一環として人気メニューがあったり、陶芸・クラフトといったものづくり、農業・生き物観察・キャンプ・アクティビティといった五感で楽しむ自然・社会体験があります。屋内・屋外で季節を問わず楽しめて、思考力や好奇心を刺激する体験学習です。

先ほど触れました「自由が丘子ども会」の活動のひとつに「地引網」があります。昨年17回目を迎え歴史あるイベントになりました。目黒区には海がありません。そんな中で「海」を一つのキーワードに続けてきました。体験学習の取り組みとして「地引網」を取り入れてははいかがでしょうか。

また、友好都市である角田市についても取り上げたいと思います。一部の小学校では有志で田植えや稲刈りに行くという交流は続けていると存じ上げております。これも素晴らしい体験学習だと思います。そこで伺いたいのは、目黒区では八ヶ岳林間学園があります。しかしながら、老朽化も進み区有施設の見直し方針もあり、今後の運営を懸念されていることを考えれば、友好都市の角田市に体験学習の一環として、春の田植え、秋の稲刈りをセットで行い、交流を深めていくということを考えられないか伺います。

#### 4 だれもが快適で暮らしやすいめぐろへ

重要課題の3点目、「まちづくりと暮らし」では、快適で暮らしやすいまちづくりを掲げております。自由が丘エリアは再開発の真ただ中にあります。3期ある事業の1期目の終わりを迎えようとしております。私が課題として感じているのは、緊急車両が通れないことは昔から感じておりました。都の計画の中で、東急東横線のかさ上げ、東急大井町線の地下化で解決する計画があります。しかしながら、なかなか進まない計画であり、都議会でもしばしば質問をされていると聞き及んでおります。そこで、区としては現状をどの様に認識し、着実に進めていくのか伺います。

#### 5 区民センターをはじめとする公共施設等マネジメントの推進について

重要課題の4点目から、「未来を見据えた区政運営」について、AIを駆使するのであれば、先に取り上げた「人財」の中で、デジタルネイティブである若手職員たちがいかに活躍できるかが重要だと思われま

す。公共施設等マネジメントの推進から、区民センターについては9年度中に計画案が示されるとのことですが、どのような計画になるにせよ、区民の声をいかに取り入れることが出来るか、そこが大きなポイントだと考えます。昨年

の代表質問を行った際にも「おにクル」を取り上げました。また、他の議員もこの「おにクル」をたびたび取り上げています。それだけ注目に値する手法ではないでしょうか。入札不調が相次ぎ、区民サービスの低下につながる

ことが懸念されています。時代に即した公共施設の実現に向けて、少しはコンサルティング会社の力を借りる場面もあるかもしれませんが、基本的には区が主体となりマネジメントしていく、大きく方針転換をしていくと考えますが区の見解を伺います。

#### 6 障害があってもなくても「共に生きる」めぐろへ

私はこれまで多くの障害児・者の支援を行ってきました。学齢期であれば学校の送迎、余暇支援、通所が始まれば作業所や福祉工房の送迎、自立生活を始めれば、日常生活の家事や入浴といった支援です。そこで以下2点を伺います。

- (1) 通所が始まると、高校生まで使えていたいわゆる放課後児童デイが使えなくなります。そこで、本来であれば移動支援を利用したりして、おおむね15:30~18:30の夕方から夜間までの時間を自由に使いますが昨今のヘルパー不足や、日中一時支援にも限りはあります。そこ

で、余暇活動の一環として、放課後児童デイの成人バージョンみたいなものができないか区の見解を伺います。

- (2) 住まいについて、自立生活の形は様々あるかと思いますが、今回はグループホームだけに絞ります。不動産価格の上昇、建築資材の高騰により、本区ではなかなかグループホームを新設することが難しい現状があります。希望しても区内で確保することは難しく、市部・郊外・地方に行かざるを得ない当事者がいます。こうした現状を打開するためには思い切った方策が必要であると考えますが区の見解を伺います。

質問者氏名 松 嶋 祐一郎

目 安 時 間 60分

- 1 平和都市宣言区として、軍事費拡大に対し国に是正を求める姿勢について

物価高騰が長期化し、区民生活が厳しさを増す中で、国の軍事費は安保法制のもとで急速かつ異常な規模で拡大している。政府は、かつて軍事費をGDP比1%以内に抑える原則を維持してきたが、2015年に安保法制を強行した後、2022年には安保3文書を策定し、軍事費を5年間で事実上倍増させ、GDP比2%、約11兆円規模へと拡大する方針を決定した。これは国民1人当たり年約9万円、4人家族で年約36万円の負担に相当する。さらに米国は昨年、日本に対してGDP比3.5%、さらに5%への引き上げ要求まで報じられている。仮に5%となれば、4人家族で年約100万円もの軍事費負担となり、暮らしや社会のあり方そのものを大きく歪めかねない問題である。こうした軍事費の拡大は、区民の暮らしから見れば、税や社会保障、自治体財政を通じて、日々の生活を確実に圧迫する問題である。

区長は所信表明において、平和都市宣言区として平和をあらゆる施策の根底に据えると繰り返し述べているが、そうであるなら、国に対し、軍事費の拡大をやめ、区民の暮らしと平和を守る政治へ転換するよう求めるべきではないか伺う。

- 2 物価高のもとでの福祉施策の充実について

目黒区は、福祉・保健医療分野の計画体系を再構築し、令和9年度から

14年度を期間とする地域福祉保健医療計画を策定するとしている。地域共生社会の実現が掲げられる一方、物価高騰の長期化により、区民の生活困難は広がり、福祉施策の役割は一層重要になっている。計画改定が理念にとどまらず、現に困難を抱える区民の暮らしを下支えする実効性あるものとなるかが問われている。

そこで、以下2点について伺う。

(1) 介護人材確保における「本人に届く支援」について

区は、新年度予算において、介護人材確保を目的に、事業者への支援や介護職員宿舎借上げ補助の拡充などを行うとしている。しかし、介護人材不足が特に深刻な訪問系や小規模事業所においては、事業者支援が必ずしも現場で働く介護職員の賃金や生活の安定に直結していないとの指摘がある。一方、東京都では、介護・福祉職員本人に直接支給する居住支援特別手当など、働く人の生活を直接支える施策が実施されている。物価高のもとで、介護職員の生活不安が離職を招いている現状を踏まえれば、事業者支援に加え、働く介護職員本人に直接届く支援の検討が不可欠である。区として、家賃助成や生活支援など、介護職員本人の生活を支える直接支援を検討すべきと考えるが、伺う。

(2) 補聴器助成制度の更なる拡充について

加齢性難聴は、コミュニケーションの困難や社会的孤立を招き、認知症リスクの増大にもつながり得る重要な健康・福祉課題である。

区は高齢者補聴器購入費助成事業を実施しており、令和8年度から助成上限額を5万円から7万円に引き上げるとしていることは、評価できる前進である。しかし、現行制度は住民税非課税世帯に対象が限定されており、課税世帯であっても年金収入が中心で生活に余裕がなく、補聴器の購入を断念している区民が少なくない。補聴器はぜいたく品ではなく、生活の質や健康維持、社会参加を支えるために不可欠なものである。助成額を引き上げても、対象要件が限定されたままでは、必要な人に制度が行き渡らない。所得要件を見直し、課税世帯も含めた補聴器助成制度の拡充を検討すべきと考えるが、伺う。

3 生活保護行政について

令和7年6月、最高裁は、平成25年から27年にかけて国が行った生活保護基準の引下げについて「違法」と断じ、処分の取消しを命じ

た。この判決は、国による恣意的な基準引下げに司法が歯止めをかけたものであり、生活保護制度が憲法第25条に基づく生存権を具体化する制度であることを改めて確認した、極めて重要な判断である。しかし国は、違法な基準引下げに対する謝罪や十分な補償を行っておらず、厚生労働省が示した「追加給付」も一部にとどまり、最高裁が違法と判断した基準引下げの被害を全面的に回復するものとは言い難い。さらに国は、「ゆがみ調整」や「高さ調整」と称して、新たな基準を用いた実質的な再減額を行おうとしており、これは最高裁判決の趣旨に背くものである。こうした中で、物価高騰が長期化し、食費・光熱費をはじめ生活費の負担が急増するもと、生活保護利用者の暮らしは一層厳しさを増している。

そこで2点伺う。

- (1) 最高裁が生活保護基準引下げを「違法」と断じた判決について、国は未だに救済策を取ろうとしていない。区長はこの判決をどのように受け止め、目黒区の生活保護行政にどのように反映していくのか伺う。
- (2) 物価高騰のもとでの光熱費負担軽減策について

物価高騰が長期化する中で、生活保護利用者にとって、食費や日用品費に加え、電気代をはじめとする光熱費の負担は深刻さを増している。とりわけ近年は、猛暑や酷暑が常態化し、冷房の使用が命や健康を守るために不可欠となっている一方、電気料金の高騰により、冷房の使用を控えざるを得ない状況に追い込まれている世帯も少なくない。新年度予算において、高齢者世帯へのエアコン設置支援が盛り込まれ、生活保護利用者についても制度上は活用可能となった。一方でエアコンの有無だけでなく、継続的に使用するための電気代負担そのものが、生活保護世帯にとって大きな重荷となっている現実がある。

生命と健康を守る基礎自治体の責務として、猛暑・物価高騰のもとで生活保護利用者が安心して冷房を使用できるよう、光熱費負担を軽減するための区独自の支援策、夏季加算や一時的補助等を検討すべきと考えますが、伺う。

#### 4 配偶者暴力相談支援センターの開設と連携体制について

新年度予算において、配偶者暴力相談支援センターの設置が盛り込まれた。一方で、配偶者暴力相談支援センターが、相談の受付や庁内調整にとどまる「名ばかりセンター」とならないように、被害者と子どもの安全確

保を最優先とする実効性ある支援拠点にしなければならない。さらに、DV被害者支援には、警察やシェルター、福祉事務所、医療機関、民間支援団体等との連携を含め、実際に被害者の安全を守り抜く体制が不可欠である。

そこで以下2点伺う。

(1) DV被害者及び同伴する子どもの安全確保を最優先する観点から、DV専門相談員、女性相談支援員、心理職等の専門職を専任で配置することなど、人員体制の強化をどのように進めるのか伺う。

(2) DVと児童虐待が重なる事案における連携体制について

DVと児童虐待は重なって発生することが多く、国の通知でも、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所、市区町村の関係機関が緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に対応することが求められている。

目黒区では、過去の児童虐待死亡事件の教訓を踏まえ、転居時の情報共有や引継ぎを徹底する「東京ルール」の重要性が確認されてきた。また、区は都の児童相談所を誘致する一方、区独自の児童相談所は設置しない方針であり、都と区の連携の在り方が極めて重要となる。配偶者暴力相談支援センターの設置にあたり、DVと児童虐待が重なる事案について、都の児童相談所や区の子ども家庭支援センターと、東京ルールや国通知を踏まえ、どのような考え方で連携を図り、支援の途切れを防いでいくのか、区長の認識を伺う。

5 パートナーシップ制度の制定について

目黒区はこれまで、人権と多様性の尊重を区政の基本に据え、性的少数者への理解促進や、東京都パートナーシップ宣誓制度の活用に向けた条例改正などを進めてきた。一方で、区独自のパートナーシップ制度については、検討を進めるとの答弁が繰り返されてきたものの、制度の具体像や導入時期は明らかにされていない。この間、全国の自治体では、行政サービスの公平性確保や、当事者が直面する日常的な不利益の解消を目的として、自治体独自のパートナーシップ制度の導入が広がっている。また、司法の場においても、同性婚を認めない現行法制度が憲法に反する、あるいは違憲状態であるとする判断が相次ぎ、社会的にも制度の見直しが強く求められている。国連女性差別撤廃委員会からも、日本に対し、性的指向・性自認に基づく差別の解消や、同性婚の実現に向けた対応を求める勧告が出さ

れている。こうした状況を踏まえれば、パートナーシップ制度は、国の動向を待つだけの問題ではなく、自治体として人権を尊重し、区民の生活上の不利益を是正するために主体的に取り組むべき課題であると考え。区長は、目黒区として独自のパートナーシップ制度を制定することについて、どのような認識を持ち、今後どのように検討を進めていく考えなのかを伺う。

以 上